

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパライーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING&WOOD
MALLESONS**
金杜律师事务所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

最高人民法院による北京、上海、広州知的財産法院の事件管轄についての規定

最高人民法院による北京、上海、広州知的財産法院の事件管轄についての規定は、2014年10月27日に最高人民法院裁判委員会第1628回会議にて審議・可決され、2014年11月3日より施行される。

その詳細は以下の通りである。

北京、上海、広州知的財産法院の事件管轄を明確化するために、中華人民共和國民事訴訟法、中華人民共和國行政訴訟法、全国人民代表大会常務委員会による北京、上海、広州における知的財産法院の設立に関する決定などの規定にしたがって、本規定を制定する。

第一条 知的財産法院は、所在市の管轄区（注：行政区のことを言う）内の次の第一審事件を管轄する、

- (一) 専利、植物新品種、集積回路配置設計、技術秘密、コンピュータープログラムに関する民事、行政事件
- (二) 国務院の部門または県クラス以上の地方人民政府が著作権、商標、不正競争等について行った行政行為に関し提訴された行政事件
- (三) 著名商標認定についての民事事件

第二条 広州知的財産法院は、広東省内における第一条第（一）、（三）項に定められた事件について、地域を跨ぎ管轄する。

第三条 北京市、上海市各中級人民法院と広州市中級人民法院は知的財産の民事、行政事件を受理しない。

広東省のその他の中級人民法院は本規定第一条第（一）、（三）項に定められた事件を受理しない。

北京市、上海市、広東省各基礎人民法院は本規定第一条第（一）、（三）項に定められた事件を受理しない。

第四条 事件の対象に、本規定第一条第（一）、（三）項に定められた内容のみならず、さらにその他の内容も含まれる場合には、本規定第一条と第二条の規定に従って管轄を行う。

第五条 次の第一審行政事件は北京知的財産法院が管轄する。

- （一） 国務院の部門が専利、商標、植物新品種、集積回路配置設計等の知的財産権の権利付与・確定について行った裁定もしくは決定を不服とする場合
- （二） 国務院の部門が専利、植物新品種、集積回路配置設計について行った強制実施許諾の決定及び強制実施許諾使用料もしくはその報酬の裁決を不服とする場合
- （三） 国務院の部門が知的財産権の権利付与・確定について行ったその他の行政行為を不服とする場合

第六条 当事者が知的財産法院の所在市の基礎人民法院による著作権、商標、技術契約、不正競争等の知的財産民事、行政第一審の判決、裁定に対し提起した控訴事件については、知的財産法院が審理する。

第七条 当事者が知的財産法院による第一審判決、裁定に対し提起した控訴事件及び法に従って上級法院に再議を申請した事件については、知的財産法院の所在地の高級人民法院の知的財産裁判廷が審理する。

第八条 知的財産法院の所在省（直轄市）の基礎人民法院が知的財産法院の成立前にすでに受理したが結審していない本規定第（一）、（三）項に定められた事件は、同基礎人民法院が引き続き審理を行う。
広州市中級人民法院を除き、広東省のその他の中級人民法院が広州市知的財産法院の設立前に受理したがまだ結審していない本規定第（一）、（三）項に定められた事件は、同中級人民法院が引き続き審理を行う。

以上

2014年11月30日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール： malirong@cn.kwm.com